

2020年4月15日

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査
の対応に係る連絡協議会」からの声明文について

有限責任 あずさ監査法人
EY 新日本有限責任監査法人
有限責任監査法人トーマツ
PwC あらた有限責任監査法人
仰星監査法人
三優監査法人
太陽有限責任監査法人
東陽監査法人
ひびき監査法人
PwC 京都監査法人

新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大を踏まえ、我が国を含め多くの国で生命や安全に重大な危険が生じています。こうした状況において、我々は、監査対象先の方々、監査法人の構成員、及びそれぞれのご家族の生命・安全を最優先にした行動をとることが要請されます。

我々は、これまで監査対象先の方と協議し、政府の要請に従って在宅勤務を原則としつつ、出来るだけ円滑に監査業務を完了させることができるよう、工夫と準備を重ねてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、政府より4月11日に緊急事態宣言の対象7都府県の企業に対してオフィス出勤者について最低7割を削減する旨の要請がなされ、4月13日には監査法人に対しても出勤者の7割削減を実現するための要請が示されています。また、ここ数日は緊急事態宣言の対象となっていない県知事等からも独自の緊急事態宣言が発せられています。

こうした事情から、企業の決算に遅れが生じているほか、我々の監査現場への往査も一段の規模縮小が余儀なくされており、さらに監査業務を遂行する上で不可欠なご協力を適時にいただくことも困難になっています。

さらに、在宅勤務を実施する過程で証憑類の受け渡しやデータの入手に関して追加的作業が発生しているほか、保育園や学校の閉園等に伴い、監査チームの主力職員が在宅勤務を行う際に育児と業務の両立が困難なケースが発生しています。このような理由から、多くの監査業務において、当初の計画どおりの監査業務を遂行することが不可能になりつつあります。

今後、感染者の増加傾向が沈静化せず、医療体制を含めた社会全般の情勢が想定通りに改善しないために緊急事態宣言の期限が延長される事態や、監査チームに重症者やクラスターが発生することによって監査業務の続行が困難な事態が発生した場合には、監査業務を予定した期日に終了させることが出来ない危険が高まります。

このような状況においては、十分かつ適切な監査証拠を入手できないまま限定を付した監査意見を表明することや意見を表明しない対応も想定されますが、その場合、国内外の財務諸表利用者から我が国の資本市場の開示制度に対して不信感が生じ、結果的に我が国資本市場が有効に機能しなくなってしまうことが危惧されます。このため、現下のような通常でない状況においても、資本市場という社会的なインフラが有効に機能することを確保するため、その基礎となる信頼性の高い財務報告や監査業務の機能を維持することが不可欠です。

以上を踏まえ、我々は、金融庁が4月14日に有価証券報告書の提出期限を9月末まで一律に延長する方針を示したことを強く支持します。また、我々は、4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会(連絡協議会)」が発出した声明文に示された株主総会の運営に関する対応に係る要請について強く賛同します。

諸外国と異なり、我が国では、会社法の定めにより、定時株主総会に監査済の計算関係書類を提出することが要求されていますが、その期日は事実上、有価証券報告書の提出期限より前になります。このため、株主総会招集通知の印刷に必要な期間等も勘案すると、3月決算会社においては、遅くとも5月中旬から下旬には監査済の計算関係書類を最終化することが必要となります。

しかし、上述したような状況を十分に鑑みずに5月中旬から下旬を目途に決算や監査業務の完了を目指すことは、監査対象先の決算に従事される方や監査法人において監査業務に従事する者に出勤を強いることとなります。また、これにより、通勤時及び職場において密接した環境が創り出され、結果として、感染リスクを高めてしまうこととなります。これは、緊急事態宣言対象の7都府県の事業者に対して政府から要請されている「在宅勤務を原則とする」という方針、及びそれ以外の各県知事等による独自の緊急事態宣言の要請・趣旨に沿うものではありません。

このため、我々は、監査業務を確実に遂行することに必要な時間を確保するため、株主総会に提出する計算関係書類の作成やこれに対する監査意見の期限、及び株主総会の日程について、各監査先企業において連絡協議会の声明文に示されている方策を含め、具体的な検討がされるようお願い申し上げます。

我々は、各監査先企業とともに我が国の資本市場や監査業務への信頼性の維持に向けて全力で取り組んでいく所存です。

以上